

オンライン授業受講環境整備のための学部生・大学院生支援について
(ノートPC・ルーターの貸し出し・通信容量増設補助)

法政大学

新型コロナウイルス感染症禍の下、オンライン授業を受けるための環境整備が困難な学部生・大学院生(通信教育部生、研修生、研究生、科目等履修生等の特別学生を除く。以下「学生」と表記します)を支援するため、下記の通り大学からノートPCおよびルーター(ポケット Wi-Fi)を無償貸与します。ただし、貸出可能な台数には限りがありますので、個別の状況を伺ったうえで優先順位を付け、緊急性・必要性の高い学生から順に貸与します。

また、ルーター貸与について、貸与対象者数が準備した台数を超えた場合は、現在使用している携帯電話回線等の通信容量増設費用補助費として、一律1万5千円(春学期分)を給付します(Wi-Fi ルーターの貸与対象とならない学生は通信容量増設費用補助の対象となりません)。

この支援は、現在問題なくオンライン授業を受講できる環境が整っている学生の通信費等を大学が負担するものではありません。学生の皆さんの中には、厳しい経済状況の中で学籍を維持し、コロナ禍でアルバイトもままならず、オンライン授業への対応を迫られている方が数多くいます。本制度はこうした学生を支援するためのものであることをご賢察ください。

なお、貸与するノートPC・ルーターは大学が所有するものではなく、レンタルを受けた機器です。機器の紛失、破損、延滞、未返却等が生じた場合は、費用の負担を求める場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

記

1. ノートPC・Wi-Fi ルーターの貸与について

ノートPCの貸与について

<貸し出しするノートPC>

- ・マイク・スピーカー・カメラ内臓
- ・マウス・電源ケーブル付属

※ その他必要な消耗品が生じた場合は各自の負担になります。

<対象学生>

- ・国内に在住する学生のうち、PC(タブレットを含む)を持っておらず、オンライン授業の受講が困難なもの。

Wi-Fi ルーターの貸与について

<貸し出しするルーター>

- ・通信容量 50GB/月
- ・ポケットタイプ Wi-Fi ルーター

<対象学生>

- ・国内に在住する学生のうち、学修の拠点とする住居に、ネットワーク環境がないもの。
- ・国内に在住する学生のうち、現在オンライン授業受講に使用している回線の契約通信量が少なく、円滑な受講の継続に不安のあるもの。

※ 大学が準備したルーターの貸し出し台数を超えた場合は、「通信容量増設補助」に切り替えとなる場合があります(項番3を参照)。

2. 機器貸し出し条件

- (1) 貸し出し期間は2020年5月中旬～2020年8月末日(予定)までとします。期間終了後は遅滞なく大学が指定する部署に返却してください。
なお、授業実施の状況により貸し出し期間の短縮、あるいは貸し出しの継続をする場合があります。また休学および離籍(卒業・退学・除籍等)した際はただちに返却してください。
- (2) 機器は学生本人の学修目的のみに利用してください。機器の転貸等、本人が利用できなくなるようなことはしないでください。
- (3) 機器の紛失、破損(自然破損を除く)、返却の延滞、未返却により発生する損害については、貸与を受けた学生自らが弁済してください。

3. 通信容量増設費用補助について

Wi-Fi ルーターの貸与について、貸与対象者数が準備した台数を超えた場合は、貸与できない学生の皆さんを対象に「通信容量増設費用補助費」を支給します。

<対象学生>

- ・Wi-Fi ルーター貸与の対象学生であり、貸与申請をしたにも関わらず貸与を受けられなかったもの。

<補助金の額・支給時期>

- ・補助金額 15,000 円(春学期分)
- ・補助金支給時期 6月中旬～下旬(予定)

<申請にあたっての注意>

- ・補助金の振り込み先は、日本国内の金融機関で、学生本人名義の普通預金口座(総合口座)、通常預金口座(ゆうちょ銀行)に限ります。
- ・申請時には、振込先口座の通帳の見開きページ(支店名・店番号・口座名義人がわかるページ)をスキャン(または撮影)したデータを申請フォームからアップロードする必要があります。
- ・申請フォームの最後にある「回答のコピーを自分宛に送信する」をチェックすると、登録内容がメール送信されますので、確認してください。なお、複数回登録した場合は、最後に登録したもののみが有効な申請として認められます。

<採用された者の義務>

- ・本制度に採用され、補助金を受給した場合、通信環境の整備のために支出したことの証拠書類(事業者から送られてきた領収書や契約書、手続きの控えなど)を提出することが必要です。(詳しい提出方法は採用決定時の案内でご連絡します。)

※ Wi-Fi ルーターの貸与、通信容量増設費用補助共通の注意

Wi-Fi ルーターの貸し出しおよび通信容量増設費用補助は、オンライン授業実施期間中、一定の通信容量を学生の皆さんが各自で確保できるよう支援する措置です。

既に十分に通信容量を確保できている学生の方は支援の対象外となります。

4. 申請方法

- (1) 受付期間:2020年5月7日(木)～5月11日(月) 17:00(厳守)
- (2) 「オンライン授業受講環境整備のための支援申請フォーム」に必要事項を入力してください。

※優先順位の審査、採否連絡等に利用するために、各種個人情報を入力していただきます。また、ルーター貸与申請者は、補助費給付の際に必要なため銀行口座情報も入力していただきます。なお、これらの個人情報は、本学のプライバシーポリシーに則り管理されます。

<https://www.hosei.ac.jp/hosei/daigakugaiyo/rinen/hoshin/torikumi/joho/privacy/>

オンライン授業受講環境整備のための支援申請フォームはこちら

<https://forms.gle/AhTYPoTaUGRGapNX8>

5. 採否結果の通知

- (1) ノート PC・Wi-Fi ルーターの貸与、通信容量増設費用補助の採否については 5 月 15 日(金)頃までに、申請者に個別に連絡します。
- (2) ノート PC・Wi-Fi ルーターの貸与を受ける学生には借用書を提出していただきます。借用書の提出方法については、機器送付時にご案内いたします。
- (3) 通信容量増設費用補助を受ける学生には、補助費の振り込みを確認した後、領収書を提出していただきます。領収書の提出方法については個別に連絡いたします。

本件に関する問い合わせ先

法政大学学生センター

市ヶ谷学生生活課お問い合わせフォーム <https://forms.gle/M7KgDGVSJHcn7c9A7>

03-3264-9476(月～金)

以上